

広島県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

広島労働局及び広島県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、広島県において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 名称

協議会の名称は、「広島県地域職業能力開発促進協議会」とする。

3 構成

(1) 協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 広島労働局
- ② 広島県
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- ④ 労働者団体
- ⑤ 事業主団体
- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- ⑦ 学識経験者
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者

(2) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

(1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

(2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

協議会は、原則として年2回以上の開催とする。

7 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

8 事務局

協議会の事務局は、広島労働局職業安定部訓練課及び広島県商工労働局職業能力開発課に置く。

9 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月28日から施行する。

この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

この要綱は、令和6年3月7日から施行する。

広島県地域職業能力開発促進協議会構成員

	所属団体名	役職
学識経験者	広島修道大学	商学部教授
事業主団体	広島県経営者協会	専務理事
	広島県中小企業団体中央会	専務理事
	広島県商工会議所連合会	幹事長
	広島県商工会連合会	専務理事
労働者団体	日本労働組合総連合会広島県連合会	事務局長
職業訓練実施者等	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部	支部長
	公益社団法人広島県専修学校各種学校連盟	会 長
	広島県職業能力開発協会	専務理事兼事務局長
	一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会	加盟団体代表
	(リカレント教育を実施する大学等) ※1	
職業紹介事業者等	※2	
福祉関係団体	社会福祉法人広島県社会福祉協議会	常務理事兼事務局長
行政機関	中国経済産業局	地域経済部産業人材政策課長
	広島県教育委員会	学びの変革推進部長
	広島市	経済観光局次長
	広島県	商工労働局雇用労働担当部長
	広島労働局	局 長
		職業安定部長

※1 職業訓練実施者等のうち、リカレント教育を実施する大学等については、学校教育法における大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、広く社会人を対象とする職業に関する教育訓練を実施している者を構成員とする。

※2 職業紹介事業者等については、広島県内に事業所がある職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体であって、県内の人材ニーズを把握している者を構成員とする。